



国民健康保険の高額療養費

医療費が高額になったときに

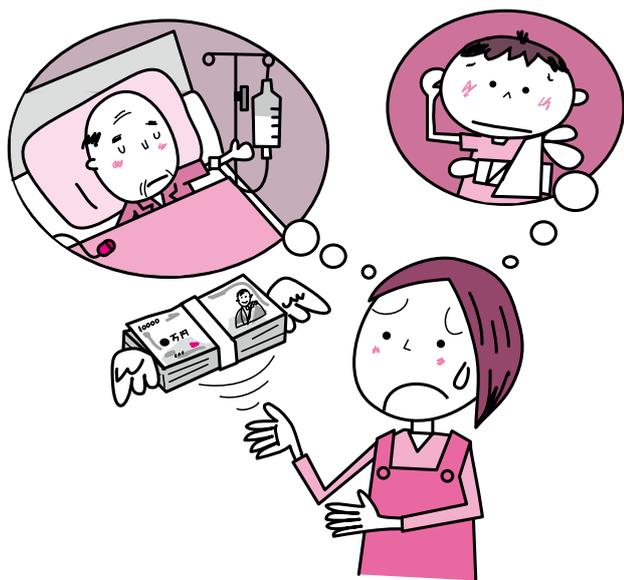
1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、超過分が支給されるものです。70歳未満の人の限度額は右表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、受診の通常2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑・医療費の領収書(病院などが発行したもの)・該当通知書を持って保



負担区分	3回目まで	4回目以降
基準総所得額 901万円超え	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	14万100円
基準総所得額 600万円超え 901万円以下	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	9万3,000円
基準総所得額 210万円超え 600万円以下	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	4万4,400円
基準総所得額 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*国保加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます

険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証が交付できるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



年金

受給者が亡くなったときは 速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われるようになっています。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がない場合は亡くなった後も年金が支払われ続けてしまいます。その場合、払い過ぎの年金を後から返していただくことになりますので、届け

出は速やかにお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金の死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

A

市長室からお答えします

駅前の迷惑行為

Q JR成田駅や京成成田駅周辺では、夜になると若者たちが帰宅中の女性に声を掛けてしつこく誘っている姿が見受けられ、犯罪につながるのではないかと心配しています。どうか対処してもらえませんか。

A 駅周辺での女性への声掛け行為は、警察署の取り締まりを警戒している風俗業のスカウトではないかと考えます。

平成26年4月1日に、県で「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が一部改正・施行され、客引きやスカウト行為の規制が追加されました。

JR成田駅東口には、成田警察署駅前交番があり、取り締まりに力を入れています。さらに取り締まりを強化するよう引き続き市から要請していきま^{しつよう}す。執拗な勧誘やつきまといなどの被害に遭っている人を見掛けたら、駅前交番または「110番」へ通報してください。

市の対策としては、JR成田駅西口に設置している「成田市駅



前番所」の勤務員である警察官OBが、西口と併せて東口も巡回し、パトロールを強化しています。京成成田駅東口は、勤務員が青色回転灯パトロール車で市内の巡回を行う際の駐留箇所となっています。

今後も成田警察署との情報共有・連携を図り、安全で安心なまちづくりに努めていきます。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。



消費生活相談Q&A

不当請求解決をうたう調査会社 安易に信用しないで

Q 無料のゲームサイトで年齢確認ボタンを押したところ、突然アダルトサイトに会員登録され、年会費12万5,000円を請求する画面が表示されました。不安になり、慌ててインターネットで相談窓口を探したところ、公的機関らしき相談窓口が見つかりました。電話を掛けると調査会社につながり、「放っておくと裁判になる可能性がある。代わりに解約するが5万円掛かる」と言われました。裁判は避けたいので解約を依頼しましたが、この調査会社を信用してよいでしょうか。

A アダルトサイトなどで突然「会員登録されました」と表示されても、契約は成立していません。同意のない契約は無効ですので、料金は支払わずに放置してください。

したがって、調査会社に解決を依頼する必要はありません。もしも依頼してしまった場合は、すぐに解約を申し出ましょう。

最近、今回の事例のように不当請求についての問題解決をうたう調査会社や探偵社、行政書士などのサイトが見られます。不当請求を受けた人がこのような業者に連絡してしまい、必要ない料金を支払ってしまったというような被害が増えています。

調査会社や探偵社、行政書士などは、不当請求の被害回復のために事業者と直接交渉するなどの法律行為はできません。契約して料金を支払ってしまうと、調査費や相談料として使われたことにされ、返金されない場合がほとんどです。



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。